手続き簡易化ワーキンググループ
第４回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第４回手続き簡易化ワーキングループ
議事次第

日時：平成26年４月８日(木)15:30～17:00
場所：中央合同庁舎第４号階12階1202会議室

１　開会

２　議事
（１）ガイドラインの改正案について
（２）地方公共団体向けサービス購入型ＰＦＩ事業実施手続き簡易化マニュアル(案)について
（３）今後の進め方について

３　閉会

○國松企画官　事務局であります、内閣府PFI推進室企画官の國松と申します。

本日は８名の構成員の方々のうち、６名の構成員の皆様に御出席いただいております。また、オブザーバーとしましてT様に御出席いただいております。

それでは、以後の議事につきまして、宮本座長により進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○宮本座長　お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、このワーキングは４回目でまとめに入るということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、資料１「ガイドラインの見直しについて（案）」、資料２－１及び資料２－２のガイドライン改正案、資料３「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル（案）」について事務局のほうから一括して御説明をよろしくお願いしたいと思います。

○國松企画官　まず、資料１について説明をさせていただきます。

本資料は、次回のPFI推進委員会に提出しまして、当ワーキンググループでの取り組みについて説明するためのものでございます。

２ページ目をごらんください。

ワーキンググループにおいては、PFI事業未実施地方公共団体への普及も念頭においてガイドラインの見直しを行い、その成果をできるだけ早く地方公共団体に活用していただく観点から、手続き簡易化に関する以下の２つのガイドラインの改正については、他のワーキンググループの成果に先行して公表することとした。

３番、ガイドラインの見直しに合わせて、地方公共団体の実務担当者を対象とした「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」についても作成したことから、これについても公表することとしたということで、概要を報告したいと思います。ガイドライン改正案とマニュアルのほうも一緒に提出いたします。

資料２－１をごらんください。

まず、プロセスガイドラインについての改正案でございます。プロセスガイドライン改正案のほうは参考ということで別冊というところの上の下から２冊目に全体版の中で追加した分がわかるようにつけております。

資料２－１のほうは関係部分の抜粋を示しておりまして、下線部分が追加になっていまして、削除したところはありませんので、追加部分だけの改正案となっております。

まず、２－１の１ページ目、改正事項１、サービス購入型PFI事業実施手続きに関する簡易化の導入。

プロセスガイドラインの冒頭に前書きがありまして、この部分を抜粋しております。ここでタイトルがなかったのですけれども、「１．本ガイドラインの位置付け」「２．サービス購入型PFI事業における手続き簡易化」。

サービス購入型PFI事業については実績が蓄積されてきたことも踏まえ、過去のPFI事業

に同種事業の実績が数多く存在するものについては、過去の例を参考にすること等により、本ガイドラインに規定された事業実施手続きを簡易化することが可能と考えられる。地方公共団体に向けた手続き簡易化方策についての詳細は「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」に示すとおりとするということで、ガイドラインからこういったリンクをさせております。

改正事項２、PFIを選択した場合でも、施設の供用開始スケジュールを従来の公共事業方式より遅くならないようにするための方策の導入。

（３）を追加しております。

公共事業の整備等に関する事業を行う場合には、事業実施の前段階において基本構想、基本計画等の検討が行われることが通例であるが、この事業実施の前段階から、PFIを含む複数の事業手法の検討をあわせて行うことが望ましい。これにより、公共施設等の整備等の実施に関する事業手法の決定を早い段階で行うことが可能となり、PFI事業として公共施設等の整備等を実施することを選択した場合においても、公共部門がみずから実施する場合、これは従来の公共事業方式のことですけれども、それと同時期か、または、より早い供用開始スケジュールで事業を進めることが可能になると考えられるということで、早い段階でPFIを含む事業手法の検討をやってくださいということで、詳しくはマニュアルのほうに書いておりますので、また後で御説明いたします。

３ページ、改正事項３、実施方針公表後の質問回答の省略です。

ここはステップ２の実施方針の策定と公表というところで、実施方針の策定に当たっての留意事項が書いてありまして、２－３の（２）実施方針の策定や特定事業の選定に当たって、所要の情報を得るために市場調査を実施することが考えられるということで、実施方針の策定前あるいは特定事業の選定前に市場調査をやるということを書いているのですけれども、一応下線部を追加しまして、民間事業者等の意見等を効率的に反映するためには、実施方針の策定の前に市場調査を行うことが望ましいということで、実施方針公表後ではなくて、その前にやったほうがいいよということを書いていまして、なかなか実態上の実施方針公表前にやっているというのが浸透していないので、なるべく早くそういうことを行って民間事業者の意見を早い段階で取り入れましょうという趣旨でございます。

（４）をつけ加えまして、一般的に、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付けるほか、質問を受け付けて回答を作成し、公表することは、民間事業者等との意思の疎通を図る上で有効である。これは実際上ほとんど行われている内容を書いております。

一方、実施方針公表前の市場調査や過去のPFI事業における同種事業の前例を踏まえて実施方針を策定することにより、先ほどの（２）のところで早めにやったほうが望ましいというところに関係しているのですけれども、そういうことによりまして、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することが可能になるため、このような場合には手続き期間の短縮及び事務負担の軽減を図る観点から、質問回答を省略し意見の受け付けのみとすることで差し支えないと考えられると回答いたしました。

４ページ、改正事項４、ステップ３の部分ですけれども、VFM算定の考え方と特定事業選定と入札公告の同時実施、この２点をステップ３の場所で追加いたしております。

ステップ３、「３－１　特定事業の評価・選定」です。ここでは評価の考え方について記述されておりまして、詳細については「VFMに関するガイドライン」に示すと６～７行目のところに書いております。

「（１）選定基準の基本的考え方」「（２）公共財政負担の見込額の算定」「（３）公共サービスの水準の評価」と考え方を書いていまして、済みません、一番後ろに５ページが飛んでいるのですけれども、「（４）VFM算定の考え方」と（５）を追加しております。

「（４）VFM算定の考え方」。

VFMの算定はPSCとPFI事業のLCCの比較により行われるが、通常のPFI手続きにおいては、PSC､PFI事業のLCCに関しては､対象事業の設計､建設等の各段階における経費を積み上げ、現在価値化することで算出されている。これは通常のやり方の概要を書いております。

一方、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運営業務の内容が定型的な事業については、過去のPFI事業におけるVFMの実績等を用いることにより、客観的な評価が可能と考えられることから、VFMの算定自体に多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。

「（５）特定の事業手法の検討結果の活用」。

特定事業の選定を行うかどうかの評価については、基本構想、基本計画等の検討の際にPFIを含む複数の事業手法の検討をあわせて行っている場合､当該検討結果を用いて評価することが可能と考えられる。

これに関しまして資料２－２をごらんください｡資料２－２はVFMガイドラインの改正案です。

ここで改正事項につきまして特定事業の選定の際に行われる客観的評価としてのVFMの算定・公表については、基本構想や基本計画時に算出された参考VFMや簡易VFMをもって行うことが可能。

VFMの算定の際にPSCとPFI-LCCの精緻な比較が義務づけられているわけではないことを記述。

ここでは、VFM評価の考え方、「３　VFM評価を行う時点等」ということで書かれておりまして、ガイドラインのこの部分で、（１）VFM評価は、基本方針に従い、特定事業の選定に当たって必ず行われなければならない。

（２）でVFM評価は事業の企画､特定事業評価､事業者選定の各段階において実践を試み、事業のスキームについて検討を深めつつ改善を図るべきもの。

（４）の下から２行目、右のほうですけれども、一方で、漸次その客観性、透明性の向上を図るといったことが書かれておりまして、これらに関しまして（５）を追加しております。

（５）例えば事務庁舎の整備等のPFI事業のように、施設整備業務の比重の大きい事業や

維持管理・運営業務の内容が定型的な事業であり、過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階においては、類似の前提条件により算出された過去のPFI事業のVFMの実績（以下「参考VFM」という。）や、過去の実績等を用いて算出したVFM（以下「簡易VFM」という。）により客観的な評価が可能であると考えられる。また、特定事業評価の段階においても、参考VFMや簡易VFMにより客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせたPFI事業のLCCの算定によりVFMの評価を行うことが可能であるといたしております。

資料２－１に戻りまして、６ページ、改正事項５、審査委員会の効率的な開催です。これについては今回議論をしておりませんでしたけれども、震災復興ワーキンググループのときに議論しておりまして、そのときに議論していた内容と同じものでございます。

このステップ４の４－１では、民間事業者の選定に関して審査委員会を設けることについて書かれております。これにカの下線の部分を追加しております。一般的に上記に示した民間事業者の選定に係る審査に先立ちまして、実施方や特定事業の選定等についても審査委員会に付議することは審査委員による当該事業への理解を深め、民間事業者の選定に関する審査を適切に行うために有効であると考えられる。

一方、手続き期間の短縮及び事務負担の軽減を図る観点から、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限にとどめることも有効な方策であると考えられる。

多くの公共団体では、審査委員会で事業者選定に関する審議以外も含めまして６回程度開くことが多いと聞いておりますけれども、審議事項を絞り込むことによりまして、開催回数を２回～４回ぐらいに減らすことによって短縮化など図れるということでございます。

改正事項については以上でございまして、次に資料３をごらんください。

表紙にタイトルはマニュアルとしております。前回のワーキンググループで解説としておりましたけれども、やはりマニュアルのほうがわかりやすいのではないかと考えて、現時点で案としてこういうタイトルで示させていただいております。

１枚めくりまして、前書きがあって目次がありまして、１ページで「１．目的」。

「２．アプローチ」では、従来の公共調達手法手続き及び通常のPFI手続きよりも短期間でということを書いております。

その下に「３．対象事業」がありまして、サービス購入型事業であって以下のポツの３点に該当するものということで挙げております。

２ページの「４．PFI事業実施手続きの全体像と簡易化の期間短縮のイメージ」ということで（１）～（５）を真ん中あたりに書いていまして、この５点が簡易化のポイントということでございまして、その下の「５．PFI事業実施プロセスの簡易化ポイント」ということで順番に解説しております。

まず「（１）基本構想／基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施」についてです。

「①通常のPFI手続き」でどのように引き続き行われているかというのを３ページのとこ

ろで一番上に表がありまして、この表でそれぞれ基本構想、基本計画、導入可能性調査の段階でどういったことが検討されているかというのをまとめております。

13ページ、参考資料になります。こういうグラフを使いまして、期間短縮がどんな形で実現されるかというイメージをしておりまして、例えば２段目の通常のPFI手続きから３段目の簡易化した場合の①では、その棒グラフの間に青の部分であれば青字で短縮した理由、32カ月から23カ月、９カ月短縮、基本計画と導入可能性調査を一括実施することによる検討の効率化でこれだけ短くなりますよといったように、どういった理由でこれが可能になるかということがイメージで書いてあります。

７ページ「（４）効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出」ということで、通常のPFI手続きでどういうようにやっているのか、ガイドラインでどう書いてあるかというのを説明しまして、簡易化方策としてどういうようにやればいいかというのを基本計画段階の場合はこうですよというのが８ページに表でPSCの算定、PFI-LCCの算定ということで、どういったやり方でやるかという概要を書いています。

９ページでは基本構想段階の考え方で、参考VFMを使ってできますよということで、表－６に施設別の平均VFMを書いておりまして、今回、事務庁舎だけですけれども、前回のワーキンググループでも示していましたが、参考資料５のほうに一覧表で載せておりまして、このほかの施設についても資料をつけ加えようと思っております。

こういった形で先ほどのガイドラインのそれぞれ改正事項ごとに詳しくどういうふうなことを考えているかということを書いております。

12ページ「６．PFI方式導入にあたっての地方公共団体への支援策」で「（１）PFI手続きへのアドバイザーの活用」「（２）作成素材の活用」「（３）PPP/PFI事業事例集の活用」ということで、これも前回のワーキンググループのときに参考資料で示していました者を今回つけております。

「（２）作成素材の活用」につきましては、別冊のほうで分厚いものがついているのですけれども、現段階では、震災復興ワーキングでつくったものしかありませんので、まずはこれをモデルとしまして、その後、必要な部分を修正したりつけ加えたりはしていきたいなと考えております。

説明は以上でございます。

○宮本座長　ありがとうございます。

前回からの議論をもとに、きょうはガイドラインの改正案まで含めてマニュアルとともに御準備いただきました。どこからでもということではありますが、ガイドラインのほうから御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。全般的な話、それぞれのお立場から見られていかがでしょうか。

○T氏　全体的には、これまでの指摘事項が反映されているのでいいと思っております。

１個だけわかりやすさという点で資料２－２の（５）の３行目、事業の企画段階におい

てはということでPFIの説明があるのですけれども、この企画段階というのが資料２－１、プロセスのガイドラインでいうところの基本構想とか基本計画の段階のことを御説明しているのであれば、企画段階の後ろに括弧で基本構想とか基本計画と書いてあげたほうがつながりは出やすいかなと思いますので、御検討していただければと思います。

○宮本座長　ありがとうございます。

これは書いていただいたほうがよろしいですね。

○國松企画官　VFMガイドラインだけの表現で変わっているのですけれども、もう一回なるべく書く方向で考えたいと思います。

○宮本座長　相互性を見ながらお願いします。

そのほかいかがでしょうか。お願いします。

○P専門委員　今のところで、資料２－２の３の（５）で参考VFMと簡易VFMの違いというのが、事前に資料を送っていただいたときに読んでわかりにくかったのです。ただ、資料３にも７ページに同じような説明があって、若干説明の仕方が違うような気がするのです。私は資料３の７ページのほうがわかりやすかったのかなと思うのですけれども、ここは説明を統一されたほうがいいのかなと思ったのです。

資料３の７ページのほうは、簡易VFMが過去の同種事業における建設単価や削減率の実績値を用いて算出したと書かれていますね。これだとそうなのかなとわかるのですけれども、資料２－２の書き方だと、余りなじみのない人間が読むとわかりにくかったかなというのがあると思います。統一されることと、できれば資料３の７ページのほうがわかりやすいのかなと思いました。

○國松企画官　ここは議論になるところかと思ったのですけれども、あえて書きかえてあるのです。削減率については、過去のPFI推進委員会の関係、ワーキンググループとかでも、議事録とかを読んだのですけれども、いろいろ議論になって、ここの扱いが非常に難しいように過去の経緯からも思ったので、あえて書かなかったのです。

○P専門委員　資料３のほうは、基本構想段階、基本計画段階においてはと書いてありますね。それで記載内容が違うということではないのですか。資料２－２のほうは企画段階においてはと書いてあって。

○國松企画官　企画段階イコール基本構想、基本計画段階と考えています。先ほどT氏がおっしゃったとおりですので。

○宮本座長　これは同じ用語を使うわけだから、当然どちらかで合わせたほうがいいでしょうね。

○國松企画官　ガイドラインのほうが位置づけは当然上になりますので、そこのガイドラインの中で建設単価や削減率、特に削減率ですけれども、入れるのがどうかと思ったのです。

○宮本座長　これまでの経緯から言ったら難しい。

○國松企画官　削減率自体がそもそも。今、現状がこうなっていますので、こういうよう

にということでマニュアルに書いたのですけれども、本来削減率というのはそういうのを使ってやるのが適切かどうかみたいな議論もあったので、ガイドラインの中に入れてしまって固定化するのは余りよろしくないかなと考えてあえて外しているのです。その辺は委員の皆さまの御意見をいただきたいです。
○P専門委員　最初に資料２－２を拝見したときに、両方とも過去の実績値を使うのであれば同じではないかと受け取ったのです。ただ、資料３を拝見して違いがわかったのです。
○宮本座長　わかりやすいほうがいいと思うけれども、それはかなり前の議論ではないですか。
○國松企画官　そうですね。平成18年とか。全部は把握していないです。
○宮本座長　かなり前の議論で、それにちゃんとした根拠があれば当然それに従わなければいけないと思うのだけれども、余り明確にその理由が書かれていないような形だったら、わかりやすく説明したほうがいいかなと思います。
○國松企画官　結論が出たというわけではなくて、議論中みたいなこと、いろいろ問題点が指摘されたといいますか、課題が抽出された中でそういう削減率の問題が出ていましたか。
○宮本座長　意見が割れたのではないかな。バリュー・フォー・マネーのガイドラインの検討ワーキングか何かのときですね。意見が割れたような感じはしました。
○P専門委員　最初に読むときは、この簡易化マニュアルを読むことになっているのですか。
○宮本座長　最初はガイドラインを読んでもらおうかと思います。
○國松企画官　公表は同時にやりますので、実際に実務の方はガイドラインを読んでも一部しか書いていませんので、これをじっくり読んでいただければいいのかなと思いますので、そういう意味では趣旨はこれを読んでいただければ通じるかなと思いまして、ガイドラインは若干わかりにくくはなっているのですけれども、直すべきかどうかというのはうちの内部でも改めて検討はしたいと思っています。
○宮本座長　もう少しガイドラインのほうに説明を加えるか。
○國松企画官　削減率は使わなくても、もう少しわかりやすい表現にするとか。
○宮本座長　そこをよろしくお願いしたいと思います。
　それ以外にいかがでしょうか。お願いします。
○E委員　庁舎のPFI事業のように云々というのがガイドラインに出ていて、庁舎以外は何でしょうかという想定問答だと思うのですけれども、当然、庁舎はいいのだけれども、例えば給食センターがどうですかとか、学校はどうですかとか、そこら辺はどうですか。
○國松企画官　資料３の９ページに表－６がありまして、そこに小中高等学校等、宿舎、公営住宅、大学等、事務庁舎等と入れているのです。
○E委員　表－６は例示ですよね。ここに書く以上は、これは入るだろうということです。
○國松企画官　どこまで入るかというところまでは、なかなか決めてはいないです。
○E委員　決めてはいないですが、決められないし、決めてはいけないのだけれども、質問

が来たときに、それは地方公共団体のほうで解釈して使っていいわけですね。
○國松企画官　はい。
○E委員　それが自治体の側で使いやすいと思うかどうかです。少なくとも給食センターとか図書館とか、そういうものは同じではないかと思うのです。あとは廃棄物処理もそうかな。そういう意味では、表－６に書いてあるのは、どちらかというと施設整備業務の比重の大きいというほうですけれども、維持管理・運営業務の内容が定型的のほうでかなり拾えるかなと思うのです。だから、そこが我々の気持ちとしてちゃんとそういうことも入るよねというところは確認しておきたいという感じがします。
○宮本座長　これは１ページの対象事業のところあたりに表－６みたいなものを持ってきたらまずいのですか。
○國松企画官　事例をですか。例えば庁舎、給食センター、何々みたいなのをここに。
○宮本座長　給食センターは絶対いいぞという表現ではないだろうけれども、もう検討の対象になり得るだとかですね。
○國松企画官　そこのところで例示として、例えば○○みたいなものを。
○宮本座長　でないと、これは９ページで随分後だから例として見つけるのはなかなか難しいですね。
○E委員　何か例示ができるのであれば、ある意味、庁舎よりも給食センターとか廃棄物処理のほうが基準はあるから定型性が高いのです。それに対してどうかというつくり方は幾つも性能発注的にあるのだけれども、仕様の部分は庁舎よりもはるかに仕様性は高いので、そういう意味では基準としてつくりやすいのではないか、適用しやすいのではないかと思います。
○宮本座長　給食センター、図書館はそうかもしれないけれども、廃棄物はプラントの違いもあったりして、一概にどうですか。
○I専門委員　廃棄物は地域によって大分違う気もします。溶融炉とか。
○T氏　定型的かと言われると、今までのが積み重ねられるので定型的ではあるのですけれども、ワンパターンかバリエーションがあるかという違いかあるのかなと思って。庁舎とかはもう結構ワンパターンですけれども、給食センターも運営の仕方とかでバリエーションが出てきますし、清掃工場のほうもバリエーションが出てくるので、ワンパターンのものはこれに載せやすいのですけれども、そういうバリエーションがあるものまで載せるかどうかは、ここで確認しておいたほうがいいかと思います。
○宮本座長　その中で定型的な事業方式をとる場合だとかという表現ですか。何が定型的かは難しい。
　どうぞ。
○L専門委員　多分この簡易化マニュアル本体に書いてあるさまざまな簡易化手続きは、実績が多ければほぼ適用できるのかなというイメージを持ったので、何となく廃棄物も確かに複数パターンあったり給食センターもあるとは思うのですけれども、ここの簡易化の手

続き自体は十分適用できるなという話で、問題は作成素材です。これはワンパターンのものでないと多分適用しにくいので、そこをちゃんと書けば確かに適用の対象が非常に広がるような気が。済みません、ざらっとしか見ていないですけれども、そうですよね。最初にVFMも出してしまおうとか、参考VFMを使おうとか、審査委員会を効率的にやろうとか、結構前例があれば何でもいけてしまうような気がするので、そこはもう少し前向きに考えて、この作成素材は施設整備業務の比重が高いものを想定していますというようにうまく使い分ければいけそうな気がしましたが、いかがでしょうか。

○宮本座長　そうですね。考え方自体はかなり適用できるというような表現で、用意したものは限定的だと思います。

　どうぞ。

○I専門委員　この資料３の先ほどE委員がおっしゃった表－６の平均VFM､参考までにと書いてあるものですけれども、参考資料５を見たら、これは庁舎のパターンですね。ここだと庁舎ととると16.0％、これは全体の平均値ということですね。

○國松企画官　そうですね。これは単純に足して数で割っただけです。

○I専門委員　それはそれでいいとは思うのですけれども､ここから実質的な質問というか、これで今16ですけれども、最近もそんな感じでいけるのですか。というのは、結構建設費とかが上がっているので､こちらもPSCのほうもあれだから､両方とも上がっているから同じだという説もあるのですけれども、歴史的に見ると昔はすごい無茶苦茶あったのですけれども、最近どうも少なくなってきているので、それを勘案して使っていただければいいのです。

○國松企画官　確かに不落というのも新聞に出ていましたので、本当にうまくいくのかというのはあるのですけれども､現状としてはこれしかないのでという状況ではあるのです。

○I専門委員　平成14年までいってしまっているのですね。平成15年まであるのかな。過去10年ぐらいのものをとっているということですね。

○宮本座長　不落と言ってもありますが、PSCも当然本来ならば上がっているはずなので。

○I専門委員　そうですね。いいのかなと思いつつ、でも、傾向としては若干漸減傾向にあるのでしょうねというところなので、これは過去10年間を問いましたということですね。こちらの参考資料を見ればわかるのですけれども、９ページのところには26年３月31日までに公表されているものでスタート時期はいつからですか。

○國松企画官　PFIが始まってからです。

○I専門委員　だから、施行時からですね。1999年からの全部ということです。わかりました。全体のと書いておいたほうがいいかもしれないです。そこは皆さんの御意見をむしろお聞きしたほうがいいのかなとは思っています。

○宮本座長　これは括弧して何件だとかという件数も入れておいたほうがいいかもわかりませんね。その中の庁舎に関しては参考資料に入れているのですね。

○國松企画官　これは今作業が間に合っていなくてつくっておりませんので、つくりたい

と思います。
○宮本座長　では、参考資料５に相当するものがほかにも入るのですね。
○I専門委員　そのほうがいいですね。
○宮本座長　生データを入れていただいたほうがいいかもわかりませんね。
　どうぞ。
○L専門委員　ちょうどうちの社の別の研究員が、今、PFIの論文を書いていて、VFMの推移を毎年時系列でとったら、今、I専門委員からあったとおり、特定事業選定時ではなくて入札時です。事業者決定時のVFMというのは確かに下がっているのです。本当なのかなとか思いながら、でも2000年は平均30％であるのに対して、11年は25％ぐらい。だから、まぁ５％だからなっていう感じです。
○I専門委員　25％、結構あるのですね。
○L専門委員　緩やかに下がる。これは一応PFI年鑑のデータを使って、データがあるものの平均値を一応とったということだと思うのです。たまたまそんなデータを最近見たなと思ってチェックしたらそうなっていました。趣旨はそれではないので、分野ごとにお示しいただければいいとは思います。30から25だったら、そんなにべらぼうに変わっているわけでもないしという感じです。
○I専門委員　全体のですね。
○L専門委員　全体です。全てです。全分野です。単純平均です。だから、規模とかで加重平均をとったりしたらまた違う結果が出るのかもしれません。そこまで細かい話ではないです。
○宮本座長　どうぞ。
○T氏　９ページの基本構想段階で平均VFMのほうはこういうように御提示していただいているのですけれども、では、どういうように実務的にこれを適用しようかと思ったときにイメージが湧かないというのが正直なところで、VFMが庁舎であればすごくばらつきがなくて、出ているのであれば大体これぐらいだよねという使い方はできるのですけれども、結構個別の例を見るとバンドがあるというか、幅があるではないですか。そのときにどういうようにこれを適用していけばいいのかなというのが実務的には結構。では、実務をどうするのだと思ったときにイメージが湧かないのです。そこをちょっと書き足してあげればいいのか、もう少し材料を与えればいいのか、参考例です。こういうように導き出すみたいなものが何かあったほうがいい。そこは私も今答えを持っていないのですけれども、糸口みたいなものはプラスであったほうがいいかなというのは感じました。
○宮本座長　今、御指摘があったみたいに、本来我々が出すときだったら分散で出すのです。表に平均と分散物をつけ加えるのです。だから、ばらつきはどれだけかということで。
○T氏　ただ、VFMの分析は実はちゃんとやれば、それはそれで結構今論文で整理されようとされていますけれども、それだけで結構大変なことだと思うのです。単純にそのままぽんと持ってこられるシンプルなものと判断できるのか。

○宮本座長　分散であらわすのではなくて、先ほどの資料５の表で見たら一応ばらつきが見られる。そのときに平均的で見たらなかなかいい数字だけれども、うまくやらなかったらだめだねということがわかるということで次のステップにうまくいくようにやりましょうという形に進むかどうかですね。
○E委員　全てのデータが出ていれば､参考にすべき案件を当該案件に照らして管理者が任意に選んできて計算することができますね。それが一番自然ではないかと思うのです。トータルで見るというのも１つあるのだけれども、それ以外に類似自治体間で見るとか、規模の大小で見るとか、時間の大小で見るとかというようなことで、ある程度恣意が入りますけれども、一番参考にしたい、できるものはこういうものだよと、この５件なり10件をとってきましたという説明は、個々の案件でしかあり得ないと思うので、それをまとめてグルーピングして、こういうグループだと何パーセントですよと言ってあげる必要はなくて、全体のデータが出ていれば、使う側が創意工夫できるのではないかと思うのです。
○L専門委員　９ページの基本構想段階の「一方」の次の２番目のパラグラフのところに、もう少しそういう使い方をちょっと。ここではVFMの実績（参考VFM）を用いることにより客観的な評価が可能であると考えられますと書いてあるのですけれども、例えばとか、類似、規模の似ているところとかを参考とすることによってとか、何か一言つけ足してあげるというのはありますね。
○E委員　リストがないとそもそもだめですけれどもね。
○宮本座長　リストは出ているわけですね。
○國松企画官　要するに、この参考資料５だけでは床面積しか書いていないので、もう少しいろんな分類をつけ加えてということ。
○宮本座長　これは例の資料集から取り入れたのでしたか。データソース。
○國松企画官　もともと、それぞれのプロジェクトの公表資料から拾っているだけですので。
○宮本座長　PFI年鑑でまとめているものではなくて。
○國松企画官　それもあります。そういった内容をまとめていますので。
○宮本座長　そこにデータソースみたいなことも書いてもらったほうが、今のような話をするためには必要ですね。勝手に自分で探しなさいというのではなくて。
○國松企画官　５のデータだけではなくて、もう少しいろんなデータをふやして、そこから今からやろうとしているプロジェクトに似たものをピックアップして参考事例となるものを絞り込んでいって、どういうものがこんなにあるので今回我々のプロジェクトも適用できますみたいな、そういうイメージです。
○宮本座長　それのデータソースに対するガイドライン的なものを１行、２行入れて、URLになるのかどうかわかりませんが。ありがとうございます。
　ほかにどうでしょうか。
　どうぞ。

○L専門委員　表６で挙がっているのが事業者選定段階のVFMになっているのです。非常に実務的な話になってしまうのですけれども、VFMは結構可能性調査で20％出ますとかと言っていたのが特定事業選定で10％になるとかというのはなかなか現場では受け入れがたい部分があって、VFMは最初慎重に出していって、精査していくたびに何となく上がっていくというのが割と若干恣意的ですけれども、一般的かなと思いまして、基本構想とか基本計画の段階で、いわゆる最終的な落札ベースのVFMを使って、それを参考VFMとするのは実務的に本当にやるかなとふと思ったときに、やや踏み込み過ぎというか、大胆すぎるような気がしまして、されても構わないのかもしれないのですけれども、何となく特定事業選定時と事業者選定段階と、両方表－６には書いておいたほうがいいかなと思ったりいたしました。数字の仕上がりが大分違うので、もちろん、こちらを使いたいというのはあるのですけれども、例えばそうか20％も出るのかみたいな感じでスタートしたのが後で参考見積りをとると、参考見積りはとらないのかもしれないのですけれども、何となく下がってしまうといろいろと不都合が現実問題、現場で発生するので、基本構想段階では安全再度のVFMを使ったほうがきっと現実的なのだろうなと思いました。

ただ、両方あっていいと思うのですけれども、こう書くと事業者選定段階のVFMを参考VFMにするのだという感じがすごく出過ぎてしまうので、両方入れるか、参考には両方書いてあるので、それでも構ないかなと思いました。

○宮本座長　データがあるのだから、表－６にも入れてしまいますか。

○L専門委員　何となく表－６が、そこまではいっていないと思うのです。事業者選定段階のVFMを参考VFMにしようというとよりも、最終的に競争が働けばこれだけいくかもしれないという結果論なので、余りそれを計画段階でがんがん使うのは、最終的にはここまでいくかもしれないよという期待値ベースではいいのですけれどもという気がいたしました。

○宮本座長　では、２つ入れましょう。

○T氏　補足で行政であれば事業者選定の数値を使うことはまずなくて、特定事業選定時の平均とかは使うことはあるかもしれない。発揮された後の数字をあらかじめ使うというのはおかしいかなという発想だと思います。

○宮本座長　なるほど。段階段階で判断すべきリファレンスとしては両方用意しておいたほうがいいということですね。

どうぞ。

○I専門委員　これはE委員に伺いたいのですけれども、この施設規模のほかに例えば何が必要なのですか。拾うと言ってもどういうカテゴリーが実際につくるとき。期間は入っています。

○L専門委員　発注団体、都道府県市町村の人口規模とかあるのですか。

○I専門委員　それは関係するのかな。

○L専門委員　わからないです。

○E委員　それはあります。やはり今の競争制にも関係してくるのですけれども、一番PFI

に抵抗する側の論理としていうと、実際にそれをとれる地元の事業者がいないということなので、少なくとも地方都市と政令市以上とは全然違うので、地方都市の案件で政令市のものを20％平均で出ているからと言っても、多分通用しないと思うのです。だから、参考資料５も、実名はなぜ出たらだめなのですか。
○國松企画官　余り個別のものなのでということです。
○E委員　何かシークレットの情報はあるのでしたか。
○宮本座長　公表はされているのですね。
○國松企画官　公表はされています。並べるとそれぞれの公共団体に御迷惑がかかるとかどうかわかりませんけれどもね。
○E委員　迷惑がかかりますか。
○國松企画官　一覧表にして比べるというのもどうかと思いましたので、勝手には出さないほうがいいかなと思ったのです。
○宮本座長　地方公共団体がどう判断されるかということは気になさりますけれどもね。
○E委員　定型的と言っても、定型性には幅があって、全く同じではなくて、この点が違うのだよというのがあると、それは除外したほうがいいですよね。それは案件の個別の名前がわからないとできないのではないですか。
○T氏　今の御指摘のとおり、競争性の発揮という点では、どこの市町村かというところでは大きく違うとは思います。あとは庁舎で言えば、建物の規模以外に何がインパクトを与えるかというのは逆に分からないです。同じような規模で恐らく維持管理業務も一緒のはずなので、なぜこんなに差が出るのか。これが先ほどの私の疑問になるのですけれども、実務段階でこれをどういうふうに見るかという話になってくるのです。○宮本座長　差が出るというよりは、これだけバリュー・フォー・マネーが出ますよということを未実施団体に知ってもらうということは意味があるのでないですか。
○T氏　それは意味があるのですけれども、それを削減率ということで適用すると、それが上限金額とかにも関係してくるわけですね。ここはちゃんとある程度精度の高い数値を使わなければいけないのだけれども、元データに幅があると本当に大丈夫なのかと行政の内部で言われたときに、なかなか説明が難しいかなということです。
○E委員　それも含めて個別案件が出ていれば判断ができますね。恐らく例えば複合性みたいな附帯事業とか、あるいは図書館とか公民館が入っているとか、そういうことはかなり大きく左右するはずなので、これだとそれすらわからないですね。だから、いろいろ左右する要素を一つ一つ上げていって、一つ一つ追加していくくらいなら、もう固有名詞をばんと挙げておいたほうが後は自分で調べればいいだけの話ですね。
○宮本座長　ここでの議論かどうか忘れましたけれども、前、データベースが消えてしまっているというか、事業例だけになってしまって元のURLまでいかないような形になってしまいました。あれがあればそれを参考にしてくださいというのが一番内閣府としては書きやすい話だと思うのです。

○國松企画官　今回の参考資料７のところは公共団体に全部照会していまして、こういうのをつくりますのでいいですかというので、中身と仕様の目的もいろんなところで、あらゆる場面で使わせていただいていますので照会していたのです。。
○T氏　参考資料７は、今回のマニュアルに添付するだけですか。ほかのところでも使われるのですか。
○國松企画官　これは既にインターネットで出していますので。ただ、このURLだけは今回初めて加えたのです。青字で書いているところと非掲載のところは赤字で。
○T氏　なぜそれを質問したかというと、この中には下水道とかと入っているのです。簡易マニュアルの参考の事例としてはどうかと。
○國松企画官　そうですね。対象外になりますけれども、一般的な例であります。
○T氏　済みません、あとVFMのところでもう一点あるのですけれども、７ページ目以降にVFMの算出ということで、こういう簡易化の方法がありますよと。
　１つは、基本計画段階、もう一つは基本構想段階のやり方で違いますよということなのです。基本計画段階については、詳細にこういうように書いていただいているのですけれども、私の理解としては、基本計画のときには建物についても運営についても内容のほうは固まっているわけです。例えば運営であれば運営体制でも、どういう人をどれぐらい張りつけるというのは決まっているので､このときもファイナルのVFMをやろうと思ったらできるのではないかなと思っているのですけれども、この中で簡易化の１つ、簡単にできますよ的な言い方をしているのですけれども、私としては、材料が全部あるのでフルスペックのVFMをやろうと思えばできるのだけれども､この段階は材料がないからこれぐらいでいいですよみたいな言い方になっているところは引っかかっているのです。
○宮本座長　こちらは、判断するのはそれぐらいでもいいですよという主張ですね。判断するのにはこれだけの情報があれば判断してもらえますよということだから、フルスペックをやればやってもいいけれども､その分だけ手間がかかるよということかなと思います。
　あとは先ほどのE委員のおっしゃっている個別のものをどこまで書くかというのは､こんな情報がありますよぐらいのことを参考に書いておいたほうがいいのかなと思うのです。個別名を挙げられるのかどうかわからない。PFI年鑑だとか、ふるさと財団の情報だとか、そういうところを個別に当たれば情報は出ているし、当然、当該公共団体のウエブにもありますよと。ここで名前が個別に書けないのだったら、そういう情報はそんなに難しくなく調べることができますよという形はどうですか。
○國松企画官　考えます。
○宮本座長　それ以外、いかがでしょうか。気になったのは、ガイドラインの新しい文章で長いのがあるので、５～６行が１文だとかというのがあるのでちょっと切ったほうがいいかなと。我々が論文を添削するときは必ず短くしろと切るのだけれども、役所の文章だとか法律の文章は長いのが多いのですけれどもね。ちょっと長すぎるのは切っていただいてもいいかなとは思います。

例えば資料２－１の３ページの真ん中の「一方」からの文は５行にわたって１文ですね。だから、これは３行目ぐらいで「ことが可能になる」で丸をとめて「そのため」とかというのでつなぐとか。うまく書いておられるから長い文章でもわかるのですがね。
○國松企画官　３行以内ぐらいでしょうか。
○宮本座長　可能であればお願いします。
○國松企画官　これは４行を突破しているので。２－２のほうも若干長めのがあるのですが、検討させていただきます。
○宮本座長　これは文章だけの問題なので。
それ以外、いかがでしょうか。プロセスのガイドラインが一番ですけれども、バリュー・フォー・マネーのガイドラインに関しても１文、１カ所挿入される。資料３は簡易化マニュアルという名前でタイトルということですけれども、よろしいでしょうか。マニュアルの概念がいろいろ多様だからマニュアルと読めなくはないということで。
○T氏　率直な感想でいえば、マニュアルというよりは簡易化のポイントとまとめていただいたほうがというタイトルでもいいのかなというのはあります。マニュアルというと何だろうと身構えてしまうのではないか。
○國松企画官　ポイントとやったほうが気軽に使いやすいとかそういうイメージということですか。
○宮本座長　市だとか県だとかと、これをどういうように出したら読んでいただけるかですね。
○P専門委員　中身をこれだけ読まなければいけないから、そういう話かなと思ったのです。
○宮本座長　本文は短いです。
○P専門委員　そうですね。かなり整理されているので。
○宮本座長　簡易化するためのマニュアル、ポイント。
○E委員　ある程度きっちりした文書として位置づけたいという思いがマニュアルという用語を選ばせている。だから、そこをぼかすと趣旨からすると逆方向に行くかもしれない。
○宮本座長　簡易化するには、こうやっていけばできますよという意味ではマニュアルということでどうでしょうか。
○T氏　どちらでも結構です。
資料３の３ページで簡易化ポイントの１番目、基本構想・基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施のところですけれども、一番上に基本構想・基本計画導入可能性調査というのを並べて書いていただいているのです。１つお願いが、基本計画のほうが、通常、基本計画というと建物だけの基本計画みたいに思われるのですけれども、PFIのときというのは運営の基本計画というのがすごく大事なのです。この段階でこれもやるのだということをちゃんとわかっていただくためにも整備、基本計画に加えて運営の基本計画もこの中に書くみたいな感じで補足説明をしていただければというのが１点。
○國松企画官　ここに①～⑤に入れておいて。

○T氏　そうです。運営何とかみたいな組織計画です。そういうのを入れていただきたいのと、もう一つ確認ですけれども、基本構想のほうでは⑤で需要予測、概略規模というのがあって、一方、基本計画のほうは④に概略事業費というのがあるのです。いわゆる事業収支というのは、今、事務局のほうで考えられているのは、基本構想の段階でつくられるというイメージですか。それとも基本計画のほうでつくられるイメージでしょうか。整備費用と大体ランニングコストはこれぐらいかかるよねみたいな。
○宮本座長　事業費の総額ですか。
○T氏　そうですね。あとランニングコストです。
○宮本座長　ライフサイクルコストという意味ですね。
○T氏　そうです。PFIでなくてもLCCは、今はどこまでも検討していると思いますので、それをここではどちらで詰めているかよく見えなくて、それは教えていただければと思います。
○國松企画官　私は基本計画ぐらいかなと思っていたのです。ここで事業費と書いていますので、お金のある程度の概略ですけれども、そこでかなと思っていたのです。
○宮本座長　概略事業費はLCCのイメージなのですね。
○國松企画官　はい。
○宮本座長　基本計画の中に、改めてLCCと書いたり運営計画だとかというのは基本計画の中に入れるということですね。
○國松企画官　表－１は通常のPFI手続きと書いていますので、それに合わせて表－２、３、４も直さないといけないと思うのですけれども、計画の内容自体は大体一緒だから。
○T氏　LCCをどちらでやっているかによって、その後、簡易化した場合の①と②が次のページで出てきますけれども、表－３、①のほうは、このLCCをここでやるのであれば、この時点でVFMはやりやすいなと思うのですけれども、②のほうは基本構想のときにやりますので、その部分が前倒しになるということになりますので、それも合わせて書き加えておいたほうがわかりやすいと思います。
○國松企画官　整理して、表－１から読んで、LCCで運営を含めるということを書き加えたいと思います。
○宮本座長　よろしくお願いします。
○T氏　もう一点、３ページの文章のところなのですけれども、３行目のほうに、基本構想や基本計画において既に検討済みの内容についても重ねて調査を実施すること等が、長期化の一因になっていますと書いているのですけれども、重ねて調査をしているのが何かというのが実はこの文章とか表では読み取れないのです。もう少し丁寧に書いていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。
○國松企画官　重ねてのところが何がという。
○T氏　そうですね。何を指しているかというのがわからない。
　以上です。

○宮本座長　済みません、このページにアンダーラインがありますが、このアンダーラインはどういう意味でしたか。
○國松企画官　これは強調したいところを書いているだけです。
○宮本座長　本当の意味での強調ですね。でも、ほかはあるのか。
○國松企画官　５ページ、６ページ、７ページ、10ページ、ちょこちょこ書いています。
○宮本座長　わかりました。
そのほか。
L専門委員、どうぞ。
○L専門委員　先ほどの削減率とかの話と関係してしまうのですけれども、７ページの文章と、あと８ページの表－５にわかりやすくまとめていただいているのでこれを見ると、PSCの算定のところに、従来の公共調達方式によって整備・運営された事業の過去実績を収集・分析し適切に規模補正することで算出。そして、必要に応じて時点補正、地域補正、グレード補正等を行うと書いてあって、ずっとこれが残っていくという意味ではこれでもちろん間違っていないのですけれども、今すごく建設費高騰の影響は大きくて、過去の実績というのでPSCを算定して、さらに削減率を出して、このぐらいでできるとやってしまうと絶対に落ちない金額になってしまうので、時点補正に入っているのかなと思っているのですけれども、物価の見通しはかなり気をつけて今やらなければいけないという状況に、アドバイザーは非常に不落にならないようにすごく心配して気をつけてやっています。
あるものでは毎年１割PSCが上がっているというのは過去３年ぐらいあって、これから先も来年発注するものは最初から１割上げておこうとか結構やっているので、ちょうどこのタイミングで出すことを考えると、時点補正のところはもう少し注意喚起したほうがいいのではないかなと思いまして、つまり、上のところに過去の実績を適切に規模補正するというのが基本になっているので、必要に応じて時点補正、地域補正、グレード補正といったときの地域補正、グレード補正に比べると、今はるかに影響、インパクトが大きいので、もう少し書き方を少し注意していただけると、そういうことが起きなくていいかなと感じました。
○宮本座長　では、脚注でもつけますか。
○L専門委員　そうですね。そういう形で。
○宮本座長　時点補正について。
○L専門委員　過去の実績を使うのがいいのかどうかというところにはまってしまうと大変なので、余り深掘しなくていいとは思うのです。今、本当に、では、どこまで上げるのかとかすごく難しい問題なので、ちょっと注釈を入れていただくといいのかなと思いました。
先ほどT氏からもあったので、２番のところのPFI/LCCの算定で、１つ目に過去のPFI事業でのVFMの実績（特定事業選定段階または事業者選定段階）とあるのですけれども、事業者選定段階はこの段階では使わないだろうなと思うので、基本は特定事業選定段階のVFMでい

いのではないかなと思ったのですが、T氏、どうですか。
○T氏　私もそちらは誤解がなくていいのではないか。
○L専門委員　またはあえてないほうがいいかなと。VFM算定手順の例としては余りお勧めしないほうがいいかなと思います。ただ、数値としてこれだけアップサイドがあるよというのを見てもらうのはすごく大事なことだと思うので、データとしては入れておいてほしいのですけれどもね。
○宮本座長　安全側にとっていたほうがいいですね。
○E委員　強弱はつけないほうがいいと思います。これだけしか出ないのかということでネガティブになるということも往々にしてあって、実績としてはアップサイドが十分にある。たまたま出るのではなくて、競争性を十分発揮すればこのぐらいのことは期待できるということも前向きのメッセージとして伝えるべきだと思うので、そこは比重を置かずに公平に両方出すというほうがいいと思います。
○L専門委員　データとして出すのは両方ということですね。例えば参考資料５みたいなところで両方書いてあるというのは非常に重要なことだと思うので、特定事業選定段階では、ある種、皆さん保守的に考えているけれども、事業者選定で最終的にはすごく上がっているのが基本的には多いですね。６％だと思っていたのが30％になるとか。そういう示し方をしておけばいいのではないかなと。
○宮本座長　それを客観的に表現するということですね。
○L専門委員　はい。
○國松企画官　８ページの表－５のところは算定手順の例と書いているので、こちらは手堅く特定利用選定段階と書いておいたほうがいいということですか。
○L専門委員　私はそう思います。
○E委員　そういうところにストレスを入れるとそちらのほうに流れてしまう、そういうものだということになってしまうので、実際にそうではないのだから、そうでないことがあるということはニュートラルに伝えないとフェアではないのでしょうか。
○宮本座長　客観的に２つの数字があるということを事実として述べる。
○E委員　この原案どおりでいいと思います。保守的にやるというのは決していいことではなくて、保守的に考えるがゆえにもうやめようという判断に至ることが結構あると思うのです。そういうことではなくて、ニュートラルに考えて最終的にどうなるのかということです。
○L専門委員　幅を持って示すとかというのはどうですか。
○E委員　幅を持つというか、幅も何も２つしかないのです。
○L専門委員　だから、何パーセントから最大何パーセントぐらいまでのVFMが期待できますよと基本計画段階ではVFMの評価をすればいいということですね。
○E委員　それでもいいかもしれませんね。だから、幅というか、実績値に幅がある中で、本件についてはどのあたりに来そうなのかというのを個別に判断することが可能なのです。

だから、そういうところの自由度を奪わないほうがいいのではないかという。
○宮本座長　だから、実績を客観的に伝える。
○L専門委員　地方公共団体が選べばいいので、別に両方書いてあってもいいと思います。
○宮本座長　データは客観的に示すということです。
○國松企画官　それは表－６のところと参考資料で客観的なデータということで示してということですね。
○E委員　ただ、文章で書くときも、常にそこは両方のどちらかが正しいのであるとか、望ましいとか、そういうことではないようにしっかりと中立的に書いてほしい。
○宮本座長　よろしいですか。
　お願いします。
○J専門委員　２点ほどありまして、１点は、今、L専門委員からありましたコストに関する、いわゆる時点補正ということで、この上昇局面というのは多分当分続くでしょうし、初期の予算を見誤るとか、結果的にもうとめられないところまで来るとサービス水準の低下とかを招きかねないということもあるので、その辺の注意喚起はぜひお願いしたいです。
　もう一つ、このマニュアルのスケジュールの短縮ということで、これは以前も他の委員の方から出ていましたけれども、いわゆる事業者との契約後、実際に市民へのサービス供給が開始されるまでの期間を短縮することに意義があると思いますので、契約後のスケジュール短縮について一切コメントとして触れていないということが不自然のように感じます。恐らく、用途によって工期が異なる、あるいは同じ用途の施設でも規模によって異なるなど、契約後、サービス供給開始までの期間に案件毎の違いが見られることから契約後のスケジュールは案件毎の特性によって一概に言えない、という配慮があるのかと思います。案件ごとの特性の違いが見られるからこそ、契約後のサービス供給までの期間については自治体が事業者と十分協議して短縮化を図ることが期待されるとか、さらっと触れておいた方がいいように感じます。スケジュール短縮の対象として一般的には竣工、サービス供給までだなと誰しもが感じると思いますので。
○宮本座長　なるほど。そこの話も期待できるよというのは、前回か前々回かも議論していたと思うのですが、ここではうまく入っていない。
○J専門委員　別に内容を変えてほしいとかではなくて、説明書きがあったほうが丁寧ではないかと。
○國松企画官　A3のたたんである資料ですが、16ページ目は上から４段書いていまして、実際契約して現地着工までのところを書いているのですが、全く同じ事業をどの手法をとるかによってどうなるかという整理ですので、対象事業が同一であった場合にどうなるかという話で、契約してから特に短縮がどうなるかというは全く具体的には書いていなくて、PFIにしたほうが設計、施工が一括になるので、そこは恐らく短くなるだろうという前提で当然書いているのです。
○J専門委員　それは全く私もそのとおりです。実際には契約までを短縮するためのマニュ

アルですが、簡素化ということでマニュアルを読む人は多分サービス供給までの期間を感覚的にイメージしてしまうと思われますので。
○國松企画官　それを前書きかどこかに注意書きするということですね。
○J専門委員　どこかコメントを入れておいた方がいいと思います。要するに契約後も事業者と短縮努力をすることを期待するぐらいのことを入れておいてもいいのではないでしょうか。その程度の提案です。
○宮本座長　どこか場所を探していただいて。
○國松企画官　わかりました。
○E委員　逆に定見はないのですか。定見というか、何十パーセントとか何カ月とかという数字があればコメントに。そういう一般的な知見がないとなると、本当に大丈夫かと言われたときに、言葉で書いてあるけれども、大丈夫だろうと思いますぐらいの話にしかならないです。
　他方、本当に知見があるのであればやはり言葉ではなくて数字を入れたほうがいいと思うのです。明らかに震災復興のときに議論したのは、もう典型的な庁舎ですね。今までと同じものをつくるというようなパターン、復興する場合は、そこは余り変わらないだろうということなのですけれども、今回は範囲が広がっているので、かなりそういう意味では民間のPFI的に工期を短縮する知恵というのはあり得ると思うのです。
　だから、いろんなケースがありますと言ってしまうと、では延びるケースもあるのねみたいになってしまうので、そうではなくて、一般的にこのぐらいは期待できるのではないかというのをもし言えるのであれば、コメントに数字も括弧して入れるぐらいのことをしないと、余り迫力がない。
○J専門委員　確かに入れられればいいですね。
○E委員　言葉でも意味はあると思うのです。ここは大事だよと。おっしゃるとおり、いつから始まるのかというのが大事なので、そこが契約まで早くても、そこからあとPFIだと長いのだよみたいな言いがかりをつけられないためにも、そのくだりが必要だと思うのです。実際にこのくらい短くなるよともし言えるのであればすごいいいと思うのです。
○宮本座長　それはどうなのですか。調達課程が違うからどういう表現になるのか。だから、設計をやりながら施工するというわけでしょう。そういうやり方を従来型ではやらないから。
○國松企画官　基本設計、実施設計と、それぞれやっているとそれだけで単年度、単年度でやると物すごくかかるとか、それぞれ別会社に。
○宮本座長　それは前のところであるわけですね。基礎工事の間に設計をやっているとかそんな話だから、数字で出すというのはなかなか難しいかと思います。
○J専門委員　基本的には短縮の方向に動くはずです。
○宮本座長　動きますね。
○J専門委員　それがどのくらい短縮になるかといった途端に、当然個別事情という配慮も

必要になるので簡単ではないと思いますが。
○宮本座長　だから、短縮の基準が設定できないでしょう。従来型はそういう発注ではないから、発注形式自体が違うわけです。
○J専門委員　厳密に言うと、確かにそうです。在来方式の分離発注と設計施工一括では手続きも違いますしね。
○宮本座長　数字で出すのは無理だけれども、そういうことは十分にあり得るというのは、別に今度は短借の話ではなくて、PFIだから本来はあり得るわけですね。今回の話とは別に、本来はあるわけだと。だから、これを例えば独立採算型みたいな料金徴収型でやったら、事業者は頑張って早く早期にとかやるのだけれども、これは逆に言えば竣工時点に設定しているから、そういう意味ではこの手のPFIだったら工期短縮は普通やらないですね。４月から給食事業をやりなさいと。３月からやり出したからという話は設定条件として普通なかなかないですね。
○J専門委員　現実問題、民間事業者の方は、要綱を戴いて条件が整うと、出来る範囲で最大限のパフォーマンスを発揮しようとするものです。短工期が条件であれば、計画を深掘りし、現実解を見出します。実際には事業者に余り負荷がかかるようなことにはしたくないという気持ちはあるますが。かといって事業の側面から工期短縮を求める可能性もあるかと思います。
○宮本座長　だから、結構いろんな協議の仕方によってはあり得るよということをどこかに。
○J専門委員　そういうことが期待されるというぐらいが一番責任もなくていいかなと思った。
○宮本座長　そういう工夫もやりましょうと。
○J専門委員　要するにトータルで短縮を目指していくということが本質ではないでしょうか。
○E委員　この図にあえて書くとすると、早めに竣工するというよりは、竣工の時期は一致していて、前のところに時間をかけられるというか、あるいはぐずぐずしていたのだけれども、今からならきっとPFIなら間に合うよという効果ですね。それはすごく大きいのです。今までは決まった時間に、月にPFIだって竣工しない。だからPFIをやらないというのが多かったのが、そうではないと、逆になるわけですね。という意味では、今の効果も十分にそれは織り込むべきだと思いますけれども、表現が難しい。
○宮本座長　そういう可能性も十分あるという表現をどこに入れるかですね。
○國松企画官　このマニュアル自体が、手続が今までガイドラインで決まっていて、その中でどこが簡易化できますかというのをポイントということで出してやっていて、それがたまたまガイドライン上に載っている範囲でどこが短くできるかということでやっていますので、そこまで考えていなかったというところなのです。
○宮本座長　例えば２ページの４の一番最後になお書きぐらいをするとかですね。これは

全体の期間短縮のイメージのところに、最後になお書きでそういう可能性も十分検討すべきだと。
○國松企画官　こういう簡易化マニュアルを使って契約までも短縮化できますし、その後もいろいろ努力をして全体で努力をしてくださいよということをここで啓発していくというような趣旨で入れるという感じ。
○宮本座長　それでいかがですか。
○J専門委員　わかりました。
○宮本座長　よろしいですか。ありがとうございます。
○J専門委員　実際、契約が早まるということになると、資材の先行発注も可能になります。そういう効果とか、非常に細かな話ですけれども、いろんなメリットも出てくることは確かです。コスト上昇局面であれば余計に効いてきます。
○宮本座長　そうですね。自由度が高まる分だけ節約。
　そのほかいかがしょうか。お願いします。
○T氏　11ページの一番下に審査委員会の簡易化の留意点があるのですけれども、最後のポツで、審査委員会を設置することなく学識経験者の意見聴取のみとすることにより、さらなる簡易化も可能ですとあるのですけれども、私、こういう事例は今まで経験したことはないのですけれども、ほかでこういうことをやっている事例があるのでしょうか。それだけ教えていただければ。
○宮本座長　総合評価をやるとき、これはあるのでしたか。
○國松企画官　法律上は可能だということなのですけれども、事例は見たことがない。
○T氏　法律上は可能なのでしょうけれども、実務的に普通はそこであって、合算してもらって何点になりました、これが一番ですと市のほうに答申していただいて進めるのですけれども、聴取して回るというのはイメージが湧かないのです。ほかのところでやっている事例があれば書き込むことは。
○國松企画官　例は確認していないのです。調べて、なければ消したほうがいいと考えております。
○P専門委員　こういう記載があるのは初めて見たのですけれども、実際うちの中で、逆にこういう記載を入れたほうがいいのではないかという職員がいたのです。そのときに私は、だけれども、T氏と同様、実際にそんなことをやっている地方公共団体はあるのかという話はしたのです。だから、今回特に事前に意見をくださいといただきましたけれども、そのときはそういう意見は出さなかったのです。今、こういう記載が実際あるので、同じようなことを聞こうかなとは思っていたのです。
○宮本座長　どうぞ。
○E委員　PFIだからといって第12条の４の例外扱いする理由はないと思うのです。総合評価に関しては実際にやっていますから、PFIに限ってこれをとれないとする理由はないと思うのです。神奈川県でもやっていたと思います。

○E委員　総合評価に関して。一般の総合評価、全く同じです。考え方は全く同じ。PFIは複雑だというだけの話で、一般の総合評価でできることをなぜPFIに過剰な手続きを付加するのかというのは、本来そもそもそういうことをしないために今簡素化しているので、あえてこちら側からPFIだけを重くするというのはおかしいと思うので、これは原案のままでないといけないと思います。
○宮本座長　これは制度上問題なのですね。
○E委員　問題ないです。
○L専門委員　ただ、たしか３つぐらい書いてあって、まず審査基準をつくるときは必ず有識者２人以上に意見を聞かなければいけない。だから、審査基準をつくるときは絶対なのです。たしか審査基準をつくった後、その意見をした有識者がこれに基づいて事務的にやってくれればいいよといったら、その提案書の評価自体は自治体がやって決めていいとなっていて、評価もちゃんと有識者がかかわったほうがいいよと言われたら、実際の提案書を評価するときも、有識者２人以上の学識経験者２人以上の意見を聞きなさいみたいになっているのです。なので、これを生かすとしたら、多分そこのところまで記載いただいたほうがよくて、庁舎とかどんどんやっていったらいいのではないかなと確かに思います。別に地方公共団体が本当にそれをやらずにできるかは別として、別に法的には何の問題もないはずです。
○國松企画官　10ページの①のところに今の話は入っているのです。
○L専門委員　書いているのですね。どれでしたか。
○國松企画官　10ページの真ん中の（５）の①。
○宮本座長　ここに書かれているのですね。では、原案ということでいかがですか。
　どうぞ。
○T氏　もし事例があったらまた。
○國松企画官　事例というのはPFIでの事例ですか。
○T氏　はい。PFIのです。
○國松企画官　調べていないので。
○L専門委員　多分ないと思います。聞いたことない。
○I専門委員　似たようなPPP的なものだとあったような気がしますけれどもね。でも、別にいいのではないですか。
○宮本座長　制度上問題がなければ積極的に考えていく。
○T氏　特に建物メインとかであればですね。これが建物とか、ほかのいろんな専門的知見が要るものであれば、やはり自分だけで評価できない部分というのがあるので、そこを複合的にしましょうというところが求められる場合は、もちろんちゃんとされるでしょうから。
○E委員　とりあえず人数をふやすということですね。２人以上なので、専門的な知見を有しない学識経験者だけで行ってはいけないというのは本来規定から当然読めるので、それ

は３人でも４人でもいいと思うのですけれども、集合しなければいけないというのは、制約はないです。
○宮本座長　では、そろそろ予定の時間ですので、今後の進め方について事務局のほうから説明をお願いします。
○國松企画官　本日御指摘いただきました御意見について改めて修正しまして、ワーキンググループメンバーの皆様方に御紹介させていただきます。
　そして、次回のPFI推進委員会に出す資料としまして資料１、２、３まで、宮本座長に取り扱いを一任いただければと思います。
　ガイドラインの改正案につきましては、この後、各省庁に照会した後、次回のPFI推進委員会に図りまして、御了承いただければ、その後パブリック・コメントを経てPFI推進会議におきまして改正の手続きを取りたいと考えております。
　簡易化マニュアルにつきましては、各省庁照会をこの後しまして、PFI推進委員会のワーキンググループから報告という形にさせていただきまして、そちらのほうはワーキンググループのほうに一任ということで御了承いただきまして、その後、幾つか地方公共団体に御意見を聞きまして、また必要な修正をいたします。
　修正があった場合に、また再度ワーキンググループを開くか、あるいは個別の照会にするか、取り扱いについては宮本座長に取り扱いを一任いただければと思います。
　以上です。
○宮本座長　どうもありがとうございます。今、御説明がありましたとおり、もう一回皆様からも御意見いただきながら取りまとめていきますが、最後は私に一任ということでもよろしいでしょうか。
（「異議なし」と声あり）
○宮本座長　では、どうもありがとうございます。
　きょうはこれで全部でよろしいのでしょうか。
○國松企画官　はい。
　次回のPFI推進委員会ですけれども、再度改めて御連絡させていただきます。よろしくお願いします。
○宮本座長　本日はどうもありがとうございました。